

五、東交争議首腦部書記局ノ行動

七日午後七時争議本部書記局名ヲ以テ、スト情報、第六報
別記(一)並注意事項別記(一)ヲ發行連絡員ヲ通シ各支部争議團
ニ配送セリ

六、東交城西地区斗争委員会ノ指令發行

六日午後八時頃城西地区委員長ノ名ヲ以テ指令第十一號別
記(一)ヲ發行所屬各支部争議團ニ配送セリ

七、市電争議應援團會議ノ各支部争議團歴訪

情報第三十九報四項予報ノ通り應援團會議代表加藤勤十以
下十八名ハ市電各支部争議團歴訪激勵スル目的ヲ以テ午前九時
十分自動車三名ニ分乘神田美土代町東京市従業員組合本部
ヲ出發大塚方面ニ向ヘリ

以上

別記(一)

青年團の出勤を排す

決議

今回の東京市電の争議に際シ、防護団及在郷軍人團が自重的態
度を採れるは、劃時代的の明瞭事として喜ばざるを得ない。然
るに、各区青年團が、にはかに罷業破りに出勤せんとし、また
既に出勤しつゝあるは、刻下の時局を解せざる甚だしき錯誤で
ある。

青年團は自治訓練の機関であり、國民的教養の機関であり、断
じて階級の上に超然たるべきものである。而も、青年團出勤の
背後には、醜悪なる既成政党区市議員と市電當局との取引さか
あり、憎むべき市政の汚辱行為があるのである。

我等はこの点に關して、大日本聯合青年團理事会ヲ明快にして